

BNYメロン・新興国ハイインカム・バランス(毎月分配型)

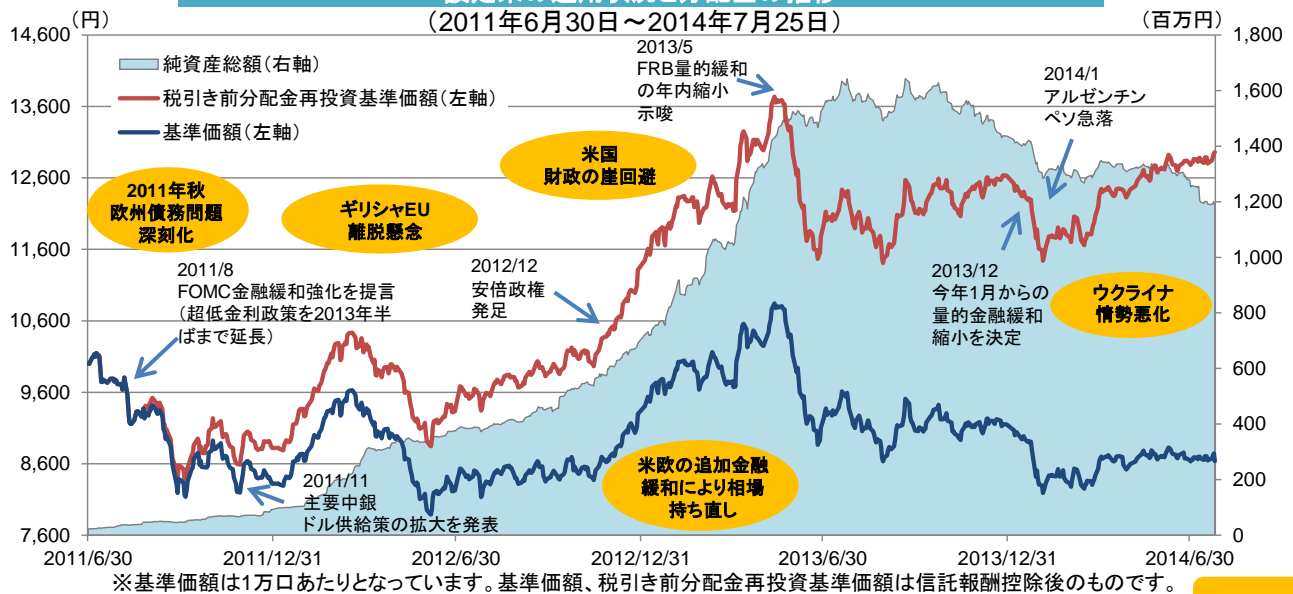
追加型投信/海外/資産複合

[愛称] エマージング・バランス

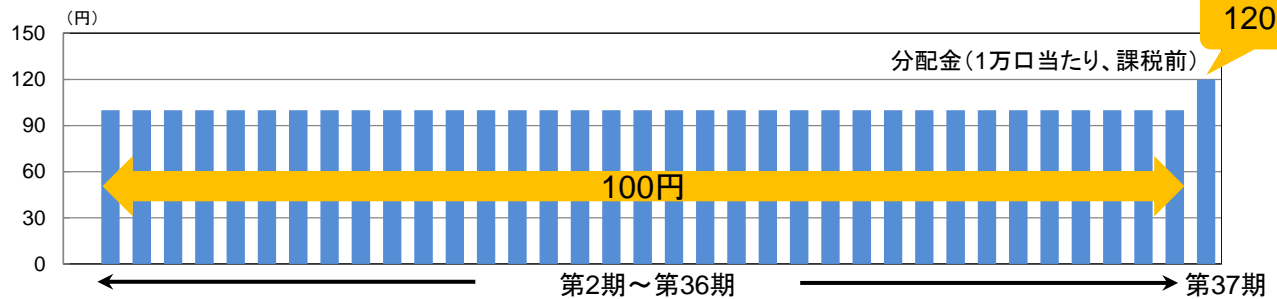
データ基準日: 2014年7月25日

当ファンドは、2014年7月25日に第37期決算を行い、分配金を120円に引き上げました。

設定来の運用状況と分配金の推移
(2011年6月30日～2014年7月25日)



※基準価額は1万口あたりとなっています。基準価額、税引き前分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものです。



※第1期の決算時は、分配を行いませんでした。

設定来の基準価額の要因分析

(円)

今後の見通し

昨年から今年前半にかけて高まった中国など新興国に対する悲観的な見方は概ね後退しており、今後の新興国経済は米国を中心とした先進国の景気底入れに恩恵を受ける形で徐々に力強さを取り戻りしていくと期待されます。

新興国の株式・債券市場は、ウクライナ情勢など地政学リスクの高まりから一時的に値動きが大きくなることも予想されますが、高い経済成長率や利回り水準などの、先進国に対する新興国の優位性は失われておらず、中期的には底堅い推移が予想されます。

	基準価額	変動額	要因別内訳				
			債券 ^{*1}	株式 ^{*2}	為替	分配金	その他
2011年6月30日	10,000						
2014年7月25日	8,635	▲1,365	+1,587	+851	+670	▲3,620	▲854

*1: スタンディッシュ・メロン世界新興国ソブリン・ファンド(適格機関投資家限定)

*2: メロン・オブショア・ファンズ-BNYメロン・エマージング・マーケット・エクイティ・インカム・ファンド(円クラス)

※組入ファンドの価格変動要因を基に委託会社で作成した参考情報として記載しているものです。各項目(概算値)ごとに円未満は四捨五入しており、合計が一致しない場合があります。その他には信託報酬等を含みます。

※当ファンドは、現地通貨建て新興国ソブリン債券に70%、新興国好配当株式に30%投資を行います。(基本組入比率から±10%の範囲で調整を行うことがあります。)

上記は過去の実績であり、将来の当ファンドの運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

当資料は、ファンドについてより良くご理解いただくことを目的として、BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社で作成した御行内限資料です。当資料の顧客等御行内以外への配布、提示は金融商品取引法違反となる可能性がありますので厳に慎んでいただきますようお願いいたします。当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料に示された記述内容、数値、図表等は、特に断りのない限り当資料作成日時時点の当社の見解であり、事前の連絡なしに変更されることがあります。なお、当資料中のいかなる内容も将来の投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。

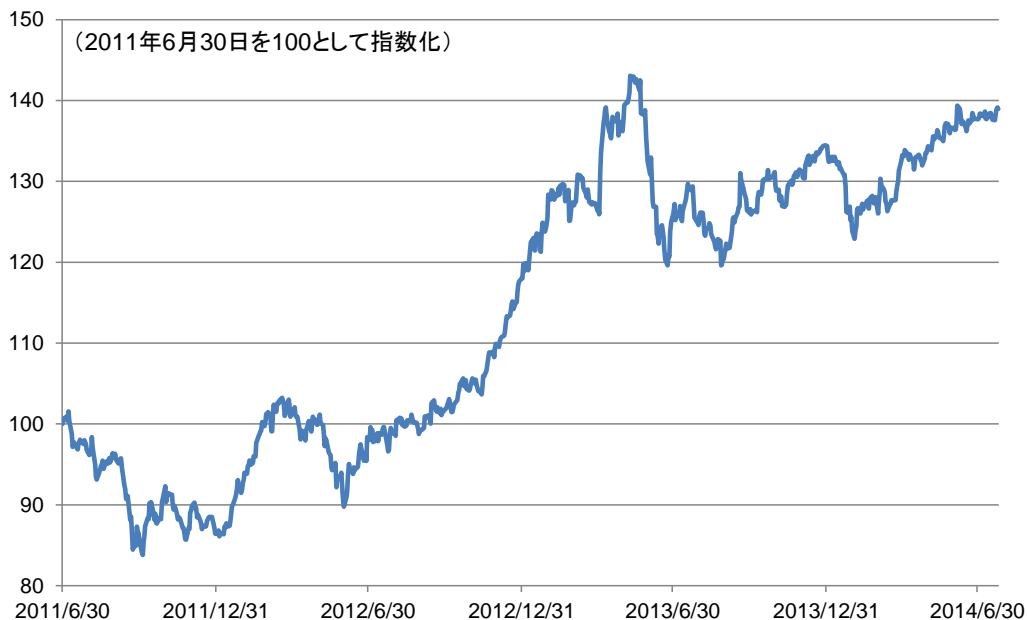


BNYメロン・新興国ハイインカム・バランス(毎月分配型)

追加型投信 / 海外 / 資産複合

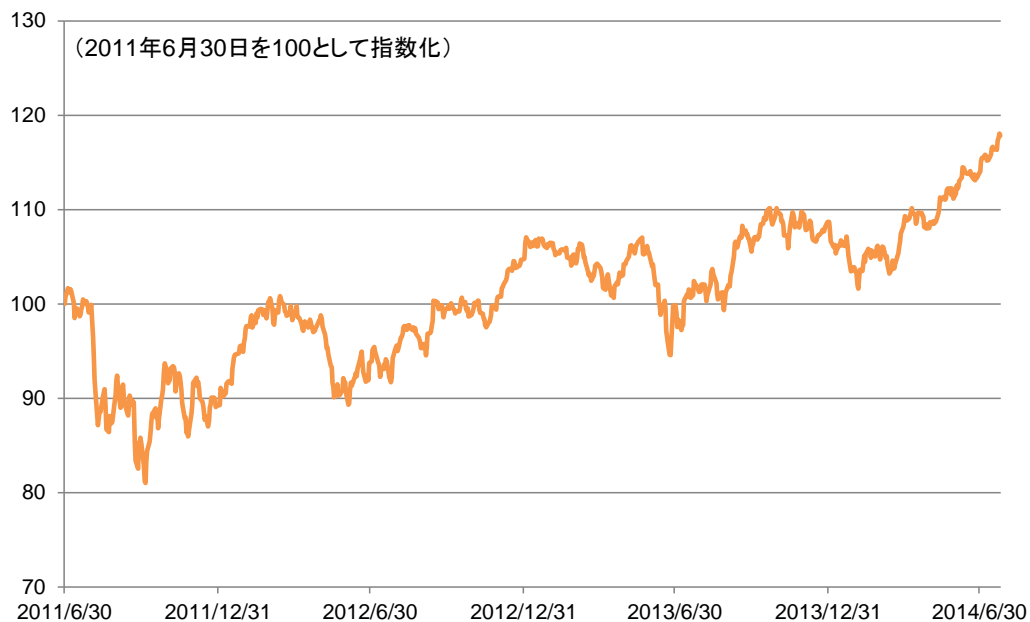
[愛称] エマージング・バランス

新興国債券指数の推移 (ファンド設定日: 2011年6月30日 ~ 2014年7月25日)



使用した指数: JPモルガンGBI-EM Diversified指数(円ベース)

新興国株式指数の推移 (ファンド設定日: 2011年6月30日 ~ 2014年7月25日)



使用した指数: MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、現地通貨ベース)

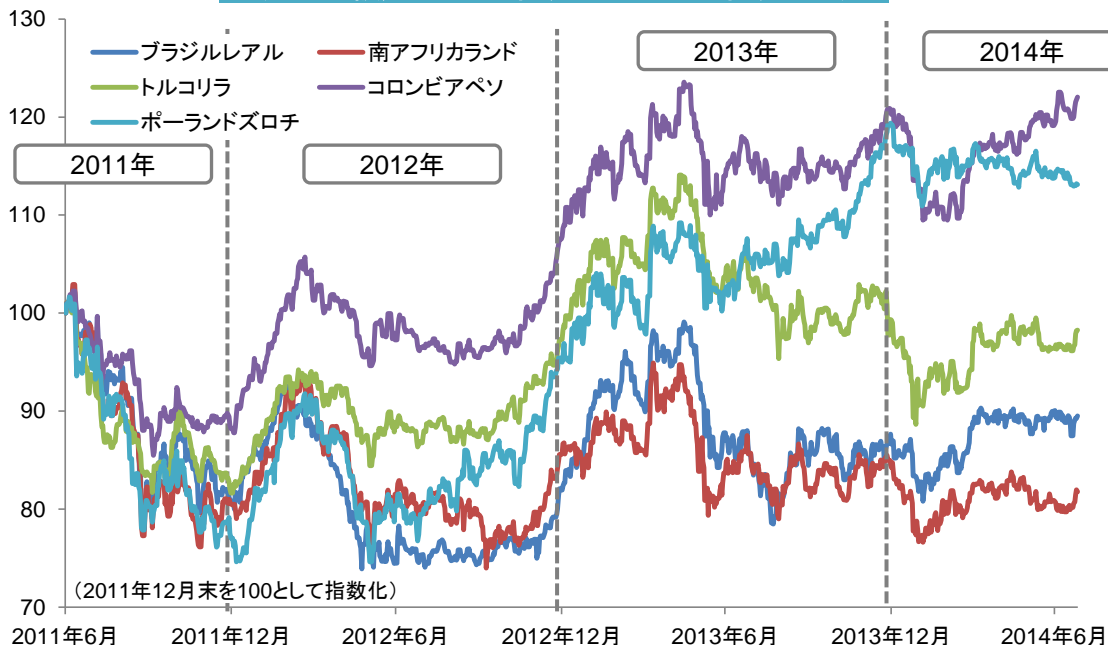
出所: ブルームバーグのデータを基に、BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が作成

BNYメロン・新興国ハイインカム・バランス(毎月分配型)

追加型投信/海外/資産複合

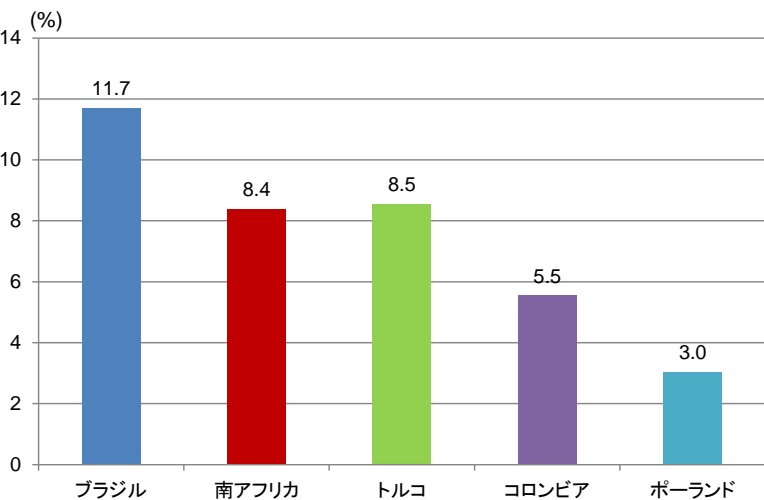
[愛称] エマージング・バランス

5通貨*の推移(対円)
(ファンド設定日:2011年6月30日~2014年7月25日)



現地通貨建て新興国債券の利回り
(2014年6月末時点)

新興国市場の動向



昨年5月から6月にかけて米国の金融政策が引き締めにより転換するとの思惑が強まり、新興国から米国への資金流出傾向が続いたため、新興国の債券・株式市場は大幅に下落しました。年後半からは相場が沈静下し、新興国市場も徐々に回復しました。

今年1月、アルゼンチンが通貨切り下げを実施したことなどから新興国に対する投資家の警戒感が強まり、さらに2月にもウクライナ情勢が緊迫したため、新興国市場は再び下落局面を迎えました。しかしながら、3月以降は米国経済が底堅さを示したことなどから、新興国経済に対する楽観的な見方が浮上し、株式・債券市場は回復基調を強めました。

当ファンドでは、今後も債券、株式それぞれの投資魅力度を勘案しつつ、各国への資産配分および通貨配分を行ってまいります。

*5通貨とは、2014年6月末の当ファンドの月次データを基に算出した組入れ上位5通貨です。
出所:ブルームバーグのデータを基に、BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が作成

BNYメロン・新興国ハイインカム・バランス(毎月分配型)

追加型投信/海外/資産複合

[愛称] エマージング・バランス

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 収益分配金を再投資する場合は1口の整数倍とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	換金申込受付日から起算して7営業日目より、申込みの販売会社でお支払いします。
購入・換金 申込不可日	1. ニューヨークの取引所の休場日および銀行の休業日 2. 1.の日本における前営業日 3. ルクセンブルグの取引所の休場日および銀行の休業日
申込締切時間	営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日の申込み分とします。
購入の申込期間	平成25年9月26日～平成26年9月25日 ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、委託会社の判断により、大口のご換金の場合には制限を設けさせていただく場合があります。
購入・換金 申込受付中止 および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の購入・換金の申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた申込みの受け付けを取消す場合があります。
信託期間	無期限(当初信託設定日:平成23年6月30日)
繰上償還	受益権の総口数が10億口を下回るようになった場合等には、繰上償還することがあります。
決算日	毎月25日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎月決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。 ※「一般コース」および「自動継続投資コース」があります。詳しくは、販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	2,500億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎特定期間(原則として、毎年6月26日から12月25日までおよび12月26日から翌年6月25日まで)終了後および償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 法人の受益者の場合、益金不算入制度の適用はありません。

BNYメロン・新興国ハイインカム・バランス(毎月分配型)

追加型投信/海外/資産複合

[愛称]エマージング・バランス

手続・手数料等

ファンドの費用

投資家が直接的に負担する費用

購入時手数料	<p>3.675%*(税抜 3.5%)を上限として販売会社が定める手数料率を、購入申込受付日の翌営業日の基準価額に multiplying 得た額となります。</p> <p>※自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。</p> <p>* 消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、3.78%となります。</p>
信託財産留保額	<p>換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.1%の率を multiplying 得た額とします。</p>

投資家が信託財産で間接的に負担する費用

当該ファンドの運用管理費用(信託報酬)	<p>毎日、信託財産の純資産総額に年率1.1340%*(税抜 1.08%)を multiplying 得た額とします。</p> <p>* 消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、年率1.1664%となります。</p> <p>運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。</p> <p>運用管理費用(信託報酬)の配分は、以下のとおりです。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>各販売会社の純資産総額</th> <th>50億円以下の部分</th> <th>50億円超の部分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(委託会社)</td> <td>年率0.20%(税抜)</td> <td>年率0.15%(税抜)</td> </tr> <tr> <td>(販売会社)</td> <td>年率0.85%(税抜)</td> <td>年率0.90%(税抜)</td> </tr> <tr> <td>(受託会社)</td> <td colspan="2">年0.03%(税抜)</td> </tr> </tbody> </table>	各販売会社の純資産総額	50億円以下の部分	50億円超の部分	(委託会社)	年率0.20%(税抜)	年率0.15%(税抜)	(販売会社)	年率0.85%(税抜)	年率0.90%(税抜)	(受託会社)	年0.03%(税抜)	
各販売会社の純資産総額	50億円以下の部分	50億円超の部分											
(委託会社)	年率0.20%(税抜)	年率0.15%(税抜)											
(販売会社)	年率0.85%(税抜)	年率0.90%(税抜)											
(受託会社)	年0.03%(税抜)												
投資対象とする投資信託証券の管理報酬等	<ul style="list-style-type: none"> ・スタンディッシュ・メロン世界新興国ソブリン・ファンド(適格機関投資家限定) <ul style="list-style-type: none"> ・・・純資産総額に対して年率0.588%*(税抜0.56%) * 消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、年率0.6048%となります。 ・メロン・オフショア・ファンズ-BNYメロン・エマージング・マーケット・エクイティ・インカム・ファンド <ul style="list-style-type: none"> ・・・純資産総額に対して年率0.91% 												
実質的な負担	<p>年率1.8186%程度(概算)*</p> <p>※上記各投資信託証券を基本組入比率で組入れたものとして計算しています。</p> <p>管理報酬等には年間最低報酬額が定められている場合もあるため、純資産総額によっては年率換算で上記の信託報酬率を上回る場合があります。</p> <p>* 消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、年率1.86276%程度(概算)となります。</p>												
その他費用・手数料	<p>監査費用、目論見書等の作成、印刷および交付費用ならびに公告費用等の管理、運営にかかる費用、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管費用等が、信託財産より支払われます。</p> <p>(注)この他に、投資対象とする投資信託証券においても、上記費用に類する費用がかかります。</p> <p>◆その他費用・手数料については、資産規模および運用状況等により変動しますので、料率、上限額等を表示することができません。</p>												

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資家の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税 および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税、復興特別所得税 および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は、平成26年2月末現在のものです。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合
 少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社までお問い合わせください。

※法人の場合は、上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。

BNYメロン・新興国ハイインカム・バランス(毎月分配型)

追加型投信 / 海外 / 資産複合

[愛称] エマージング・バランス

収益分配金に関する留意事項

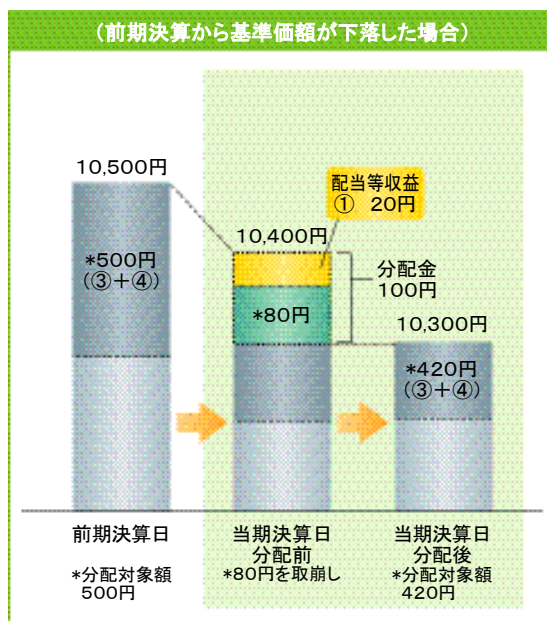
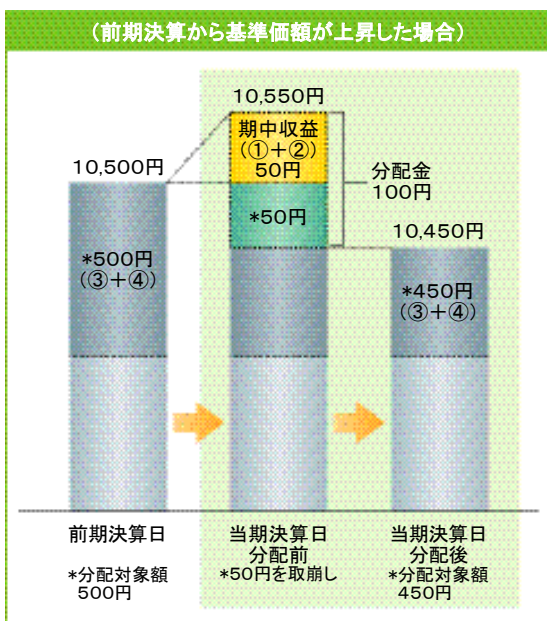
収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

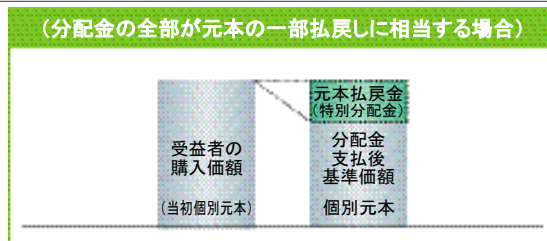
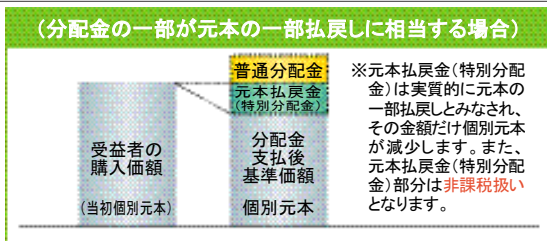
(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。



普通分配金: 個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

BNYメロン・新興国ハイインカム・バランス(毎月分配型)

追加型投信 / 海外 / 資産複合

[愛称] エマージング・バランス

投資リスク

基準価額の変動要因(主な投資リスク)

当ファンドは、国内外の投資信託証券を主要投資対象としていますので、投資する投資信託証券の基準価額の変動により、当ファンドの基準価額は大きく変動することがあります。

当ファンドは、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により解約・償還金額が投資元本を下回り、損失を被る可能性があります。運用により信託財産に生じた利益または損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドは、預貯金とは異なります。預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

価格変動リスク	投資信託証券を通じて投資を行う債券、株式等の価格動向は、個々の企業の活動や国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受けます。そのため、当ファンドの投資成果は、組入れ投資信託の価格変動があった場合、元本欠損を含む重大な損失が生じる場合があります。
信用リスク	債券、株式等の価格は、発行体の信用リスクを伴います。発行体に経営不安、財務状況の悪化等が生じた場合、またはそれらが予想される場合には、価格が下落するリスクがあります。
カントリー・リスク	新興国に投資する場合、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資金凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)などにより、運用上予期しない制約を受ける可能性があります。また、情報の開示などの基準が先進国とは異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分に確保できない場合があります。加えて、税制においても先進国と異なる場合があり、一方的に税制が変更されることもあります。以上のような要因は、ファンドの価値を大幅に変動または下落させる可能性があります。
流動性リスク	流動性リスクは、有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく希望する時期に希望する価格で売却することが不可能となることあるいは売り供給がなく希望する時期に希望する価格で購入することが不可能となること等のリスクのことをいいます。流動性リスクが小さい資産とは、注文執行後、希望価格で売却可能な資産のことをいいます。市場規模や取引量が小さい市場に投資する場合、また市場環境の急変等があった場合、流動性の状況によって期待される価格で売買できないことがあり基準価額の変動要因となります。特に、新興市場の銘柄は、一般的に流動性が低く、価格変動も大きい傾向があります。
為替変動リスク	為替変動リスクは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価額が変動するリスクのことをいいます。外貨建資産を保有する場合、当該通貨と円の為替変動の影響を受け、損失が生じることがあります。当該資産の通貨に対して円高になった場合にはファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

クーリング・オフ	当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
収益分配金にかかる留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収益分配金は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間中におけるファンドの収益率を示すものではありません。 ・ 受益者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがかさかった場合も同様です。 ・ 収益分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、収益分配金の支払後の純資産は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に収益分配金の支払を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比較して下落することとなります。

BNYメロン・新興国ハイインカム・バランス(毎月分配型)

追加型投信/海外/資産複合

[愛称] エマージング・バランス

委託会社、その他関係法人

委託会社 BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社(信託財産の運用指図等)
受託会社 三井住友信託銀行株式会社(ファンドの保管・管理業務等)
販売会社 (ファンドの募集・販売の取扱い等)

お申込み、投資信託説明書(目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。

金融商品取引業者名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会
株式会社大垣共立銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第3号	○	○
株式会社京都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第10号	○	○
株式会社滋賀銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第11号	○	○
株式会社武蔵野銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第38号	○	
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○	○
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第20号	○	
日産センチュリー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第131号	○	○
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○